

プリペイドカード型電子マネー

## 「『ギフト券』で料金払え」は全て詐欺

コンビニで「ギフト券」(プリペイドカード型電子マネー)を購入させ、その番号を聞き出す架空請求詐欺が急増中。

電話やメールの相手から、次のように言われていませんか？

1. 有料サイト利用料金が未納である。
2. 動画サイトの登録料、退会料が必要。
3. コンビニで「ギフト券」(プリペイドカード型電子マネー)を購入し、購入した「ギフト券」の番号を伝えるように。

→ これは、架空請求詐欺の手口です。

→ 支払う必要はありません。

支払う前に、警察にご相談ください。

警察相談専用電話 #9110

茨城県警察